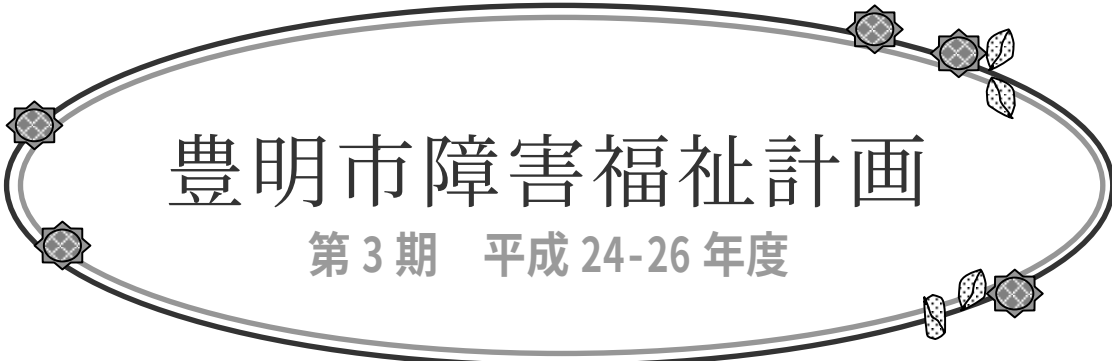




豊明市障害福祉計画

第3期 平成24-26年度

< 素案 >

平成24年3月
豊明市

目 次

計画策定にあたって	1
1 策定の背景	1
2 計画策定の流れ	3
3 用語説明	4
第1章 計画の概要	7
第2章 障がい者数推計	9
第3章 自立支援給付見込み量及びサービス確保策	11
1 介護給付の見込み量	11
2 訓練等給付の見込み量	16
3 相談支援事業の見込み量	19
4 自立支援給付のサービス確保策	21
第4章 地域生活支援事業見込み量及びサービス確保策	22
1 相談支援	22
2 コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）	23
3 日常生活用具の給付等	24
4 移動支援	24
5 地域活動支援センター	25
6 日中一時支援	25
7 その他	26
8 地域生活支援事業のサービス確保策	27
第5章 平成26年度における目標値	28
1 施設入所者の地域生活への移行	28
2 福祉施設から一般就労への移行	29
3 就労移行支援事業の利用者数	30
4 就労継続支援A型事業の利用者の割合	31
（参考）計画策定体制	32

※今計画より変更可能なものから「障害」の表記を「障がい」にしています。法律や制度名、固有名称については、従来の「障害」の表記となっています。

計画の体系

1 介護給付

- └ (1) 居宅介護（ホームヘルプ）
- └ (2) 重度訪問介護
- └ (3) 同行援護
- └ (4) 行動援護
- └ (5) 重度障害者等包括支援
- └ (6) 短期入所（ショートステイ）
- └ (7) 療養介護
- └ (8) 生活介護
- └ (9) 施設入所支援
- └ (10) 共同生活介護（ケアホーム）

2 訓練等給付

- └ (1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- └ (2) 就労移行支援
- └ (3) 就労継続支援（A型・B型）
- └ (4) 共同生活援助（グループホーム）

3 相談支援

- └ (1) 計画相談支援
- └ (2) 地域移行支援
- └ (3) 地域定着支援

け

地域生活支援事業

- └ 1 相談支援
- └ 2 コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）
- └ 3 日常生活用具の給付等
- └ 4 移動支援
- └ 5 地域活動支援センター
- └ 6 日中一時支援
- └ 7 その他 (1)訪問入浴サービス (2)自動車改造費の補助

計画策定にあたって

1 策定の背景

本市では、平成18年度に障害者自立支援法に基づき「第1期豊明市障害福祉計画（平成18年度から20年度まで）」「第2期豊明市障害福祉計画（平成21年度から23年度まで）」を策定しました。これらの計画は、障害福祉サービスの給付見込み量とその確保策及び施設入所者の地域生活への移行人数等を定めたものです。

また、平成19年度には、障害者基本法に基づく「第2次豊明市障害者福祉計画」を策定し、平成20年度から29年度までの本市の障がい者施策の計画的な推進を図っています。

このたび、平成24年度から26年度までの障害福祉サービスの給付見込み量とその確保策等を定めた「第3期豊明市障害福祉計画」を策定することといたしました。

障害者基本法（昭和45年制定）

この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の福祉を増進することを目的とする。（第1条）

障害者自立支援法（平成17年制定）

この法律は、障害者基本法の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もつて障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。（第1条）

第3期豊明市障害福祉計画においては、以下に示す最近の法改正及び法成立した内容を加味したものとしました。

■ 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）

- ・ 相談支援事業体制の充実等（基幹相談支援センターの設置、計画相談支援の創設など）
- ・ 障がい児支援の強化
- ・ 成年後見制度利用支援事業の必須事業化 など

■ 「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成23年法律第90号）

- ・ 発達障がい・高次脳機能障がいの明記 など

■ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号、第105号）

■ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）

- ・ 市町村虐待防止センターを中心としたネットワークの構築
- ・ 通報窓口の整備 など

2 計画策定の流れ

第3期計画においても、第1期・第2期計画同様、次のような手順で、計画の目標値や今後の見込み量を定めました。

実績値の把握

現状の利用量と増減の傾向を把握しました。



今後の障がい者数の推計

過去の障がい者数の推移から、今後の障がい者数を推計しました。



事業所ヒアリングにより現況と今後の予想の把握

事業所にヒアリングを行ない、現況と今後の方向について意見をうかがいました。



障がい者（児）団体のヒアリングによる意見聴取

障がい者（児）団体にヒアリングを行ない、現況と今後の希望について意見をうかがいました。



第1回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会

専門家、事業所、障がい者団体、民生児童委員、公募委員ほか各方面の委員で、第3期豊明市障害福祉計画に関するヒアリング意見・計画見込み量及びサービス確保策案について検討しました。



パブリックコメントによる意見の把握

パブリックコメントを実施し、広く意見をうかがいました。



第2回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会

第3期豊明市障害福祉計画の策定と第2次豊明市障害者福祉計画の推進状況の確認をしました。

3 用語説明

本計画書で使用している、福祉制度等について説明します。用語については簡易に説明していますので、詳しくは「障害者自立支援法」及び同施行規則、同施行令、また事業の要綱等を参照してください。

【全体】

- ・ 自立支援給付 障害者自立支援法で定める介護給付や訓練等給付等です。
- ・ 介護給付 家事援助や身体介護及び施設入所等の給付です。
- ・ 訓練等給付 リハビリテーションや自立訓練、就労支援等の給付です。
- ・ 地域生活支援事業 市町村が行なう相談支援やコミュニケーション支援等です。

【介護給付】

- ・ 居宅介護 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。（ホームヘルプ）
- ・ 重度訪問介護 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行なうサービスです。
- ・ 同行援護 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行なうサービスです。
- ・ 行動援護 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。
- ・ 重度障害者等包括支援 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行なうサービスです。
- ・ 短期入所 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。（ショートステイ）
- ・ 療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行なうサービスです。
- ・ 生活介護 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。
- ・ 施設入所支援 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。（障害者支援施設での夜間ケア等）
- ・ 共同生活介護 夜間や休日、共同生活を行なう住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。（ケアホーム）

【訓練等給付】

- ・ 自立訓練 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行なうサービスです。（機能訓練・生活訓練）
- ・ 就労移行支援 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行ないます。
- ・ 就労継続支援A型 一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約のもとで働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練をするサービスです。（雇用型）
- ・ 就労継続支援B型 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練をするサービスです。（非雇用型）
- ・ 共同生活援助 夜間や休日、共同生活を行なう住居で、相談や日常生活上の援助を行なうサービスです。（グループホーム）

【相談支援】

- ・ 計画相談支援 障害福祉サービス利用支援や継続利用支援に関する相談と援助計画の作成を行ないます。
- ・ 地域移行支援 地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等を相談支援による援助計画作成のもとに行うことです。
- ・ 地域定着支援 24時間の相談支援体制のもと援助計画作成と相談支援を行うことです。

【地域生活支援事業】

- ・ 移動支援 円滑に外出できるよう、移動を支援するサービスです。
- ・ 地域活動支援センター 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行なう施設です。
- ・ 相談支援事業 障がい者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行ないます。地域の関係機関のネットワークの構築も行ないます。
- ・ コミュニケーション支援 手話通訳者派遣、手話通訳者設置、要約筆記者派遣です。
- ・ 日常生活用具給付等 ストマ（排せつ支援用具）、電気式たん吸引器等生活に必要な用具の給付です。
- ・ 日中一時支援 日中、家族が介護できない時に施設等で介護します。
- ・ 福祉ホーム 住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

主な新旧制度の対照表

新制度		旧制度	
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	居宅サービス	ホームヘルプ デイサービス ショートステイ グループホーム
	重度訪問介護		
	同行援護		
	行動援護	施設サービス	重症心身障害児施設 療護施設 更生施設 授産施設 福祉工場 通勤寮 福祉ホーム 生活訓練施設
	重度障害者等包括支援		
	短期入所（ショートステイ）		
	療養介護		
	生活介護		
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)		
	共同生活介護（ケアホーム）		
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	社会参加促進事業等	（都道府県・市町村） ガイドヘルパー派遣 移送サービス 手話通訳派遣 要約筆記者派遣 訪問入浴等
	就労移行支援		
	就労継続支援（A型・B型）		
	共同生活援助（グループホーム）		
地域生活支援事業	移動支援		
	地域活動支援センター		
	相談支援事業		
	コミュニケーション支援		
	日常生活用具給付等		
	日中一時支援		
	福祉ホーム		
訪問入浴等			
補装具費の支給		補装具の給付	

第1章 計画の概要

(1) 豊明市としての考え方

第3期計画においても、計画策定の考え方は、第1期・第2期計画策定の考え方を踏襲して策定することとしました。

① 障がい者の地域生活と自立を支援すること

障がい者が将来にわたって地域で生活ができることを支援するために、グループホーム・ケアホームを充実したり、居宅介護や行動援護等の介護給付や移動支援や日中一時支援等の地域生活支援事業を充実することです。

② 地域の実情にあった障がい福祉制度を充実すること

障がい者自身及び障がい者の家族の意見だけでなく、支援機関の意見も取り入れて、豊明市の実情にあった障がい福祉制度を充実します。

③ 多様な障がいの総合的な支援を行なうこと

障がいの種類によって障がい福祉制度に偏りが起きないように、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいだけでなく、発達障がい・高次脳機能障がい等についても、総合的な支援を行ないます。

(2) 計画の名称、対象及び期間

① 計画の名称

本計画の名称は「第3期豊明市障害福祉計画」とします。

② 計画の対象

本計画の対象者は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者及び発達障がい者・高次脳機能障がい者等です。

③ 計画の期間

本計画（第3期計画）の期間は平成24年度から平成26年度の3年間です。本計画書においては、平成24年度から平成26年度の目標値又は見込み量を掲げています。（平成21年度～23年度は実績値）

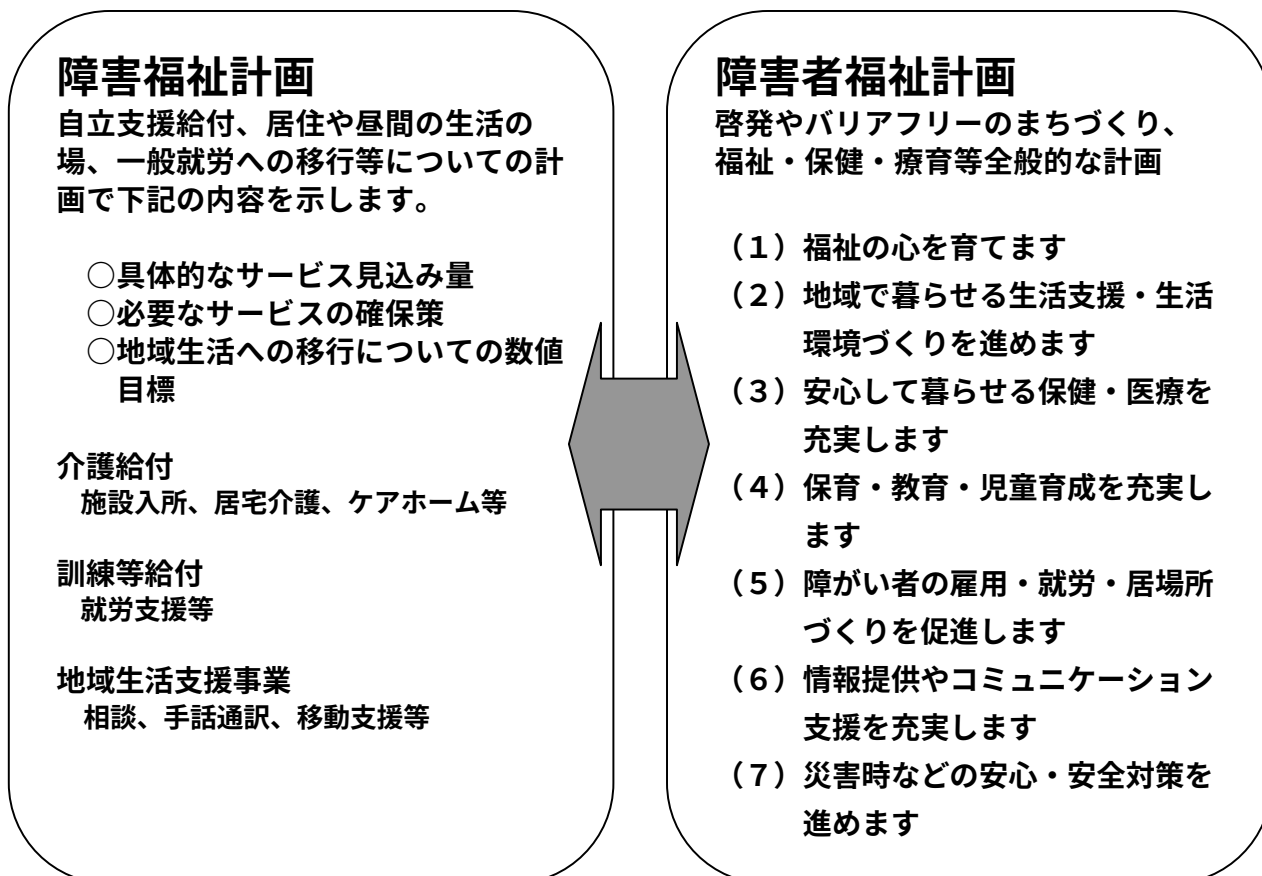
平成21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)
第2期 スタート		第2期終了 見直し	第3期 スタート		第3期 終了

(3) 計画の位置づけ

本計画は障害者自立支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」です。

本計画は第 4 次豊明市総合計画を基に、啓発や福祉のまちづくり等の広い分野について方向を示す「第 2 次豊明市障害者福祉計画」との整合性をもって策定いたしました。

障害福祉計画と障害者福祉計画の関係



(4) 計画の進捗管理と連携調整について

① 進捗管理

本計画は社会福祉課が中心となって、各年度の計画の進捗管理を行ない、毎年障害者福祉計画等策定・推進委員会に報告していきます。

② 連絡調整

計画の進行においては、尾張東部保健福祉圏域計画や名古屋市及び近隣の自治体と連携・調整をはかります。

第2章 障がい者数推計

(1) 障がい者数の現状

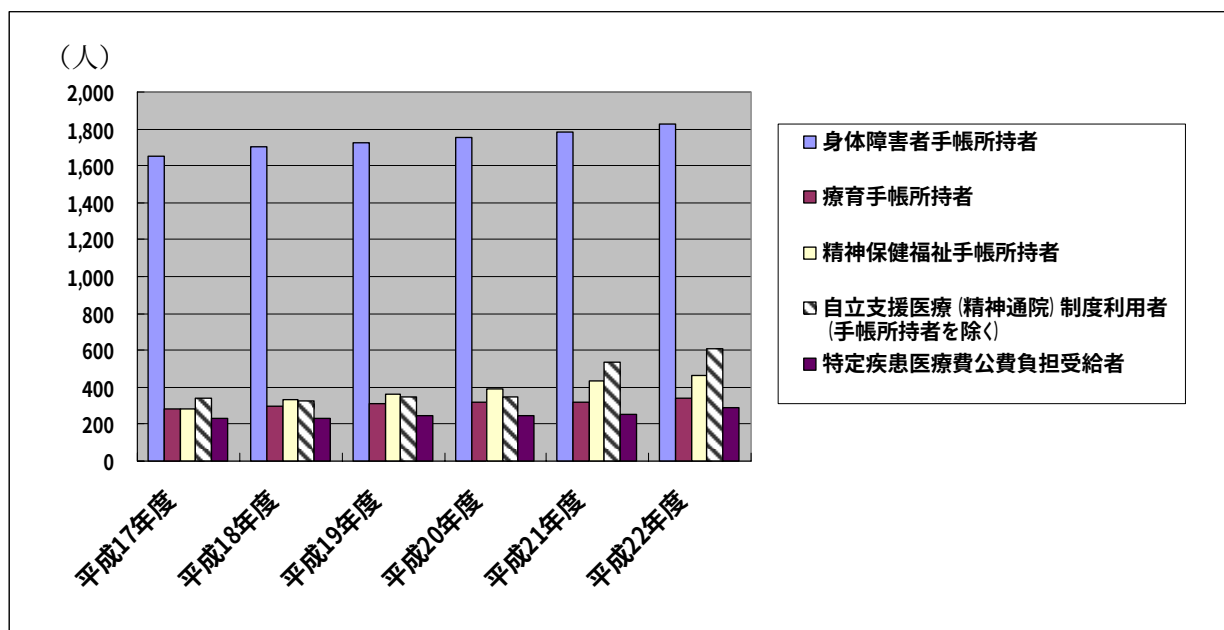
過去の障がい者数等をみると、身体障がいでは1年間に2～3％程度増加しています。知的障害では2～6％程度の増加です。

精神障がいでは精神保健福祉手帳所持者、手帳所持者を除く自立支援医療（精神通院）制度利用者数、ともに10％を超える程の大幅な増加率となっています。

（単位：人）

		第1期計画期間		第2期計画期間		平成23年4月
		平成18年4月	平均増加率	平成21年4月	平均増加率	
身体障がい	身体障害者手帳所持者	1,705	2.8%	1,779	2.0%	1,826
知的障がい	療育手帳所持者	297	6.4%	318	2.8%	338
精神障がい	精神保健福祉手帳所持者	335	17.3%	436	10.0%	465
	自立支援医療（精神通院）制度利用者（手帳所持者を除く）	323	8.1%	533	12.2%	611
難病	特定疾患医療費公費負担受給者	235	6.4%	255	3.9%	293

障害者数の推移



(2) 障がい程度区分別障がい者数

障がい程度区分とは、障がい者に対する介護給付の必要性を表わす6段階の区分です。18歳以上の障がい者を対象とした「介護給付」サービスを利用する場合に認定が必要です。

平成23年4月

(単位:人)

障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	1	5	9	8	6	26	55
知的障がい者	1	13	18	20	14	14	80
精神障がい者	1	16	26	1	0	1	45
合 計	3	34	53	29	20	41	180

※ 障がい重複する場合は主な障がいで計上しています。

※ 区分1が軽度、区分6が重度を表しています。

(3) 障がい者数推計

第1期・第2期期間の障がい者数等の増加傾向を元に、平成26年度の障がい者数を推計しました。

身体障がいでは1年間に2.0%ずつ増加すると予測しています。知的障がいでは1年間に4.2%、精神障がいでは10.0%の増加と予測しています。

平成26年度の障がい者等の推計は、身体障がい1,938人、知的障がい382人、精神障がい1,431人、合計で3,751人（難病者を除く）となります。

(単位:人)

		平成23年4月	平成26年度推計	第3期期間推計増加率	備 考
身体障がい	身体障害者手帳所持者	1,826	1,938	2.0%	高齢者を中心に増加。
知的障がい	療育手帳所持者	338	382	4.2%	
精神障がい	精神保健福祉手帳所持者	465	618	10.0%	今後も大幅な増加。
	自立支援医療（精神通院）制度利用者（手帳所持者を除く）	611	813	10.0%	
難病	特定疾患医療費公費負担受給者	293	328	3.9%	

第3章 自立支援給付見込み量及びサービス確保策

1 介護給付の見込み量

自立支援給付のうち介護給付については、現状の給付水準を維持するとともに、現在は利用されていないものの今後必要となる給付について、計画的に整備していきます。

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行なうサービスです。平成24年10月新たにサービスが始まりました。

(3) 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行なうサービスです。

(4) 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行なうサービスです。

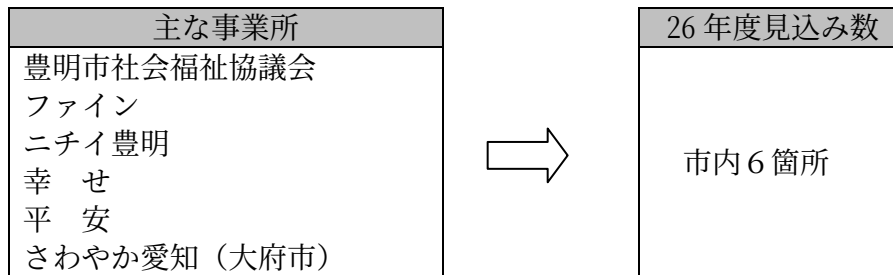
見込み量

利用延べ時間数及び実利用者数

(単位：時間/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画			備考
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
居宅介護	819	1,002	1,136	1,067	1100	1,373	
	57	58	63	64	66	68	
重度訪問介護	601	494	60	720	720	720	
	2	1	2	3	3	4	
同行援護	—	—	—	30	30	30	H23.10～
	—	—	—	3	3	3	
行動援護	4	3	4	110	110	110	
	4	2	2	3	3	3	
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	
合計	1,424	1,499	1,750	1,927	1,960	2,233	
	63	61	67	67	69	72	

※ 下段は実利用者数、または利用見込者数



(6) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。

見込み量

利用延べ日数及び実利用者数

(単位：人日分/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
短期入所	36	36	60	60	60	70
	21	16	17	18	18	20

※ 下段は実利用者数、または利用見込者数

主な事業所		26 年度見込み数
ゆたか苑 ファイン ペガサス（刈谷市） 小原学園（豊田市）	⇒	市内 2 箇所

（７）療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行なうサービスです。

見込み量

利用延べ人数

（単位：人分/月）

	第 2 期計画実績 （23 年度については実績見込）			第 3 期計画		
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
療養介護	3	3	3	4	4	4

主な事業所名
鈴鹿病院（鈴鹿市）

（８）生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

見込み量

利用延べ日数及び実利用者数

（単位：人日分/月、人）

	第 2 期計画実績 （23 年度については実績見込）			第 3 期計画		
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
生活介護	391	427	714	2,034	2,034	2,489
	30	28	52	98	98	100

※ 下段は実利用者数、または利用見込み者数

主な事業所名		26 年度見込み数
ゆたか苑 フレンズ 光の家（豊田市） ラ・エール（名古屋市） けやき作業所（知立市）	⇒	市内 3 箇所

(9) 施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。

日中活動の生活介護等と組み合わせた利用、地域の状況等により通所することが困難で自立訓練や就労移行支援の利用をする場合の利用等があります。

見込み量

実利用者数

(単位：人日分/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
新法施設入所支援	10	11	26	39	39	39
旧法施設入所	32	28	13	—	—	—

主な事業所名	26年度見込み数
ゆたか苑 あしたの丘（名古屋市） 藤花荘（岡崎市） 第二藤花荘（岡崎市） 藤川寮（岡崎市） ま ゆ（瀬戸市）	市内1箇所

(10) 共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行なう住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。

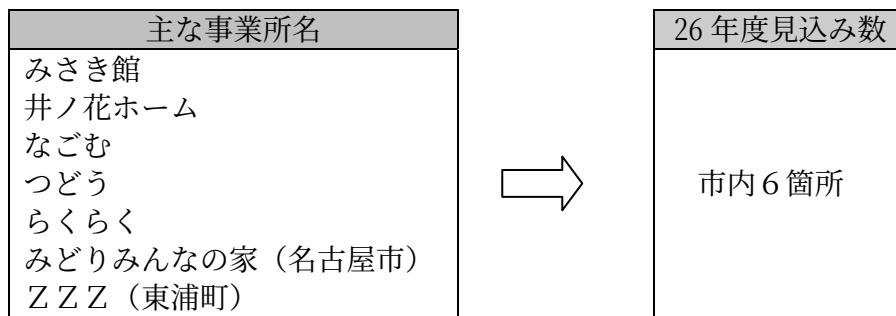
日中活動の生活介護や就労継続支援B型と組み合わせた利用や精神科デイケア通所をしながらの利用等があります。

見込み量

実利用者数

(単位：人分/月)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
共同生活介護	16	16	20	22	27	27



2 訓練等給付の見込み量

訓練等給付は、障害者が自立して地域での生活をすることや、職業生活をおくるための支援をする給付です。

市内で就労支援を行なう事業所を充実するとともに、就職先である職域開拓を推進します。

(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行なうサービスです。

見込み量（機能訓練）

利用延べ日数及び実利用者数

（単位：人日分/月、人）

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
自立訓練 (機能訓練)	24	14	10	27	27	27
	3	2	2	2	2	2

※ 下段は、実利用者数、または利用見込者数

主な事業所名
名古屋市総合リハビリテーションセンター

見込み量（生活訓練）

利用延べ日数及び実利用者数

（単位：人日分/月、人）

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
自立訓練 (生活訓練)	5	17	5	20	20	20
	1	1	1	2	2	2

※ 下段は、実利用者数、または利用見込者数

主な事業所名
なかまの家（名古屋市）

(2) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行ないます。

見込み量

利用延べ日数及び実利用者数

(単位：人日分/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
就労移行支援	46	27	30	400	400	440
	4	3	6	20	20	22

※下段は、実利用者数、または利用見込者数

主な事業所名	26年度見込み数
ウィングル野並（名古屋市） 名古屋市総合リハビリテーションセンター（名古屋市）	市内1箇所

(3) 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練をするサービスです。

見込み量（A型：雇用型）

利用延べ日数及び実利用者数

(単位：人日分/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第2期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
就労継続支援 (A型)	40	63	150	400	440	480
	3	8	16	20	22	24

※ 下段は、実利用者数、または利用見込者数

主な事業所名	26年度見込み数
パンドラ（刈谷市） スマイルリンク（名古屋市） シナリオアストモニー（名古屋市）	市内1箇所

見込み量（B型：非雇用型）

利用延べ日数及び実利用者数

（単位：人日分/月、人）

	第2期計画実績 （23年度については実績見込）			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
就労継続支援 （B型）	159	224	260	1,060	1,080	1,100
	15	15	21	53	54	55

※ 下段は、実利用者数、または利用見込者数

主な事業所名	26年度見込み数
ハーミット ゆったり工房（日進市） ポレポレ（日進市） るっくコーポレーション（名古屋市）	市内3箇所

（4）共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行なう住居で、相談や日常生活上の援助を行なうサービスです。

見込み量

実利用者数

（単位：人分/月）

	第2期計画実績 （23年度については実績見込）			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
共同生活援助	2	1	4	15	17	17

※ 下段は、実利用者数、または利用見込者数

主な事業所名	26年度見込み数
なごむ つどう らくらく	市内4箇所

3 相談支援事業の見込み量

(1) 計画相談支援

障害福祉サービス利用支援や継続利用支援に関する相談と援助計画の作成を行います。平成24年4月より制度が始まり、サービス利用計画作成費に代わるものとなります。

対象者は、障害福祉サービスを利用する全ての方です。

見込み量

実利用者数

(単位:人分/月)

	第2期計画 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	—	—	—	22	39	54

(2) 地域移行支援

地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等を相談支援による援助計画作成のもとに行うことです。平成24年4月より制度が始まります。

対象者は、退院や施設退所により地域生活を始める方等です。

見込み量

実利用者数

(単位:人分/月)

	第2期計画 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地域移行支援	—	—	—	1	3	3

(3) 地域定着支援

24時間の相談支援体制のもと援助計画作成と相談支援を行うことです。平成24年4月より制度が始まります。

対象者は、単身の障がい者や同居している家族による支援困難な障がい者です。

見込み量

実利用者数 (単位:人分/月)

	第 2 期計画 (23 年度については実績見込)			第 3 期計画		
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
地域定着支援	—	—	—	1	2	3

4 自立支援給付のサービス確保策

(1) 第2期計画の実績に対する評価・課題

- ・ 生活介護や施設入所支援などのサービスは、旧体系から新体系への体系移行時期が予測より遅れていたため、見込み量に実績が達していない年度もありました。しかしながら、第2期計画の期間終了間際の体系移行により、ほぼ見込み量に実績が達しました。
- ・ 居宅介護等の訪問系サービスは、市内に事業所が徐々に増加してきました。が、行動援護や同行援護、重度訪問介護といった多様なサービスの提供体制については、まだ不足している状況です。
- ・ 第2期計画の期間終了間際に体系移行がすすみ、第3期計画には、その状況を反映した生活介護・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労移行支援・グループホーム・ケアホームの大幅なサービス量増加を見込むこととなりました。

【市内の事業所の体系移行状況】

旧法知的授産 → 生活介護・就労継続支援B型「メイツ」
精神 通所授産 → 就労継続支援B型「ハーミット」
精神 福祉ホーム → グループホーム・ケアホーム「らくらく」
地域活動支援センター → 就労継続支援A型・B型「むぎの花」
地域活動支援センター → 就労移行支援「あびっと」
精神 援護寮 → グループホーム「援護寮豊明」

(2) サービス確保策

- ・ 今後、重点的取り組みが必要なのは、グループホーム・ケアホームの整備促進、短期入所（緊急時対応・医療対応含む）の整備促進、相談支援体制の充実です。
- ・ 発達障がい者児の利用ニーズを把握するとともに、それに対応するサービスの充実に努めていきます。
- ・ 家族の高齢化や核家族化といった家族形態の変化への対応として、グループホーム・ケアホームの整備促進や短期入所の充足をすすめていきます。
- ・ 計画相談支援など、個別の相談支援計画対象者の大幅な増加に対応する相談支援体制の整備をすすめます。
- ・ 重度心身障がい者児の短期入所や訪問系サービス利用ニーズは高いものの、元々のサービス提供事業所の少なさに加え、医療的ケアの対応困難さから容易に利用できない状況にあります。今後、介護保険事業者の対応可能性も含め検討していきます。

第4章 地域生活支援事業見込み量及びサービス確保策

1 相談支援

障がい者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行ないます。また、相談支援に必要な地域の関係機関ネットワークの構築も行ないます。

豊明市では、豊明市社会福祉協議会、豊明福祉会への委託及び市役所社会福祉課直営で行なっている相談支援事業を豊明市総合福祉会館に一拠点化し、「豊明市障がい者相談支援センターフィット」を開設しています。

精神障害者地域活動支援センターの「柏葉（東郷町）」「エポレ（豊田市）」にも委託しています。

地域自立支援協議会は、サービス事業所・教育・就労・医療等の代表者を含んだ体制で障がい者の一般就労や虐待防止、今後の市の障がい福祉施策について協議する場として位置づけています。

見込み量

実施箇所数

（単位：箇所数）

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
相談支援事業	3	3	3	5	5	5

実施の有無

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地域自立支援協議会	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	有	有
成年後見制度利用支援事業	無	無	有	有	有	有

2 コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）

コミュニケーション支援として、手話通訳派遣と要約筆記派遣を行なっています。

手話通訳は、知多地区聴覚障害者支援センター（半田市）に委託して派遣を実施しています。要約筆記は、愛知県身体障害者福祉団体連合会（熱田区）に委託して派遣を実施しています。

見込み量

実利用者数

（単位：人/年）

	第2期計画実績 （23年度については実績見込）			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
手話通訳	2	4	4	5	5	5
要約筆記	0	0	0	2	2	2
手話通訳者設置	—	—	—	—	—	—
合計	2	4	4	7	7	7

※ 一印は未実施

主な事業所名
知多地区聴覚障害者支援センター（半田市） 愛知県身体障害者福祉団体連合会（名古屋市）

3 日常生活用具の給付等

日常生活用具の給付とは、ストマ（排せつ支援用具）、電気式たん吸引器等生活に必要な用具の給付です。

見込み量

実利用者数

(単位:人/年)

用具名	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
介護・訓練支援用具	4	4	2	2	4	6
自立生活支援用具	9	6	10	10	10	12
在宅療養等支援用具	12	16	20	20	20	22
情報・意思疎通支援用具	3	9	10	10	10	12
排泄管理支援用具	444	495	503	523	534	541
居宅生活動作補助用具	3	3	5	5	7	7
合計	475	533	550	570	585	600

4 移動支援

障がい者・児が円滑に外出できるよう、移動を支援するサービスです。

見込み量

利用延べ時間及び実利用者数

(単位:時間/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
移動支援	587	709	755	800	820	840
	93	105	110	117	120	123

※ 下段は実利用者数、または利用見込み者数

主な事業所	26年度見込み数
豊明市社会福祉協議会 ファイン ニチイ豊明 幸 せ さわやか愛知（大府市）	市内5箇所



5 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行なう施設です。

見込み量

利用延べ時間及び実利用者数

(単位:人日分/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地域活動支援センター	110	135	360	70	75	78
	9	22	24	4	5	6

※ 下段は実利用者数、または利用見込み者数

主な事業所	26年度見込み数
むぎの花 あびっと 笑い太鼓(名古屋市) ポレポレ(日進市)	市内1箇所

6 日中一時支援

日中、障がい者・児を預かり、生活を支援する事業です。基本型と医療的ケアを必要とする療養型があります。

見込み量

利用延べ回数及び実利用者数

(単位:回分/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
日中一時支援	311	300	310	337	345	360
	72	65	67	75	80	85

※ 下段は実利用者数、または利用見込み者数

主な事業所	26年度見込み数
ファイン あいち診療所(名古屋市) ペガサス(刈谷市)	市内2箇所

7 その他

(1) 訪問入浴サービス

重度身体障がい児・者の家庭へ移動入浴車が訪問して、入浴サービスを行う制度です。

見込み量

利用延べ回数及び実利用者数

(単位:回分/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問入浴サービス	56	56	60	68	76	76
	9	9	9	10	11	11

※ 下段は実利用者数、または利用見込み者数

(2) 自動車改造費の補助

上肢・下肢・体幹機能障がいのある人が就労等のため、自動車を取得することが必要となった場合、その自動車の改造に要する経費（限度額 100,000 円）を補助します。

見込み量

実利用件数

(単位:件/年)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
自動車改造費の補助	0	1	0	2	2	2

8 地域生活支援事業のサービス確保策

(1) 第2期計画の実績に対する評価・課題

- ・ 平成22年8月の「豊明市障がい者相談支援センターフィット」開設により、相談支援利用件数が増加してきています。
- ・ 移動支援事業・日中一時支援事業・地域活動支援センター事業・日常生活用具給付事業の利用ニーズが高いものの、サービスを提供する事業所が市内に少なく、利用希望者の多様なニーズに対し、質・量ともに十分な対応ができない状況でした。
- ・ 平成23年10月の「尾張東部成年後見センター」開設により、成年後見制度に関する支援体制の整備となりました。
- ・ 日常生活用具の給付については、排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつ）を中心に見込みを大幅に上回る利用がありました。

(2) サービス確保策

- ・ 相談支援事業の中核的な役割を担う基幹相談支援センター設置をすすめていきます。また、計画相談支援に対応できるマンパワーと相談支援事業所の確保をすすめていきます。
- ・ 虐待対策のためのネットワークの構築と通報窓口の整備に努めていきます。
- ・ 成年後見制度の活用促進をするとともに広く市民への制度周知もすすめていきます。
- ・ 今後も予測される移動支援事業・地域活動支援センター事業・日常生活用具給付事業の利用について、サービスの質・量ともに対応できるよう、サービス事業所の確保と制度整備に努めていきます。

第5章 平成26年度における目標値

1 施設入所者の地域生活への移行

グループホーム、ケアホーム及び介護給付を整備しながら、施設入所者の地域生活への移行をすすめます。

厚生労働省の示した「改正基本指針」において、削減見込みは10%、地域生活移行者数は30%を基本とされています。豊明市は地域生活移行が可能と考えられる者は、第1期・第2期計画期間中にほぼ移行が完了している状況のため、地域生活移行者数の目標値を基本指針より少なく設定しました。

施設入所者の地域生活への移行人数

(単位:人)

項 目	数 値	備 考
平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数 (A)	45	平成 17 年 10 月 1 日の数とする。
平成 26 年度末の施設入所者数 (B)	39	平成 26 年度末時点の利用人員を見込む。
【目標値】削減見込 (A - B)	6 (13.3%)	差引減少見込数。
【目標値】地域生活移行者数	6	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する人数。

(単位:人)

項 目	旧体系入所支援	施設入所支援	合 計
平成 23 年 4 月 1 日現在の施設入所者数 (A)	18	21	39
平成 23 年 4 月 1 日現在の削減値 (A - C)	2	4	6
平成 19 年度までの地域生活移行者数	2	3	5

今後の対応策

- ・ 重度障がい者の地域生活移行をすすめるためのケアホームの介護機能の強化など、サービス基盤の整備をすすめていきます。
- ・ 入所施設利用者本人のニーズ確認とともに計画相談支援の活用をしていきます。

2 福祉施設から一般就労への移行

就労支援や市内の企業の職域開発を行ないながら、福祉施設利用者の一般就労への移行をすすめます。

厚生労働省の示した「改正基本指針」において、平成17年度の移行実績の4倍以上を目標値の基本とされています。豊明市は平成22年度以降の就労実績が良好であり、最近の就労訓練系サービスの充足状況も見込んで設定しました。

福祉施設利用者の一般就労への移行人数 (単位:人)

項 目	数 値
平成17年度の年間一般就労移行者数	3
【目標値】平成26年度の一般就労移行者数	12 (4.0 倍)

年間一般就労者数 (単位:人)

平成18年度の年間一般就労移行者数	2 (1.0 倍)
平成19年度の年間一般就労移行者数	2 (1.0 倍)
平成20年度の年間一般就労移行者数	2 (1.0 倍)
平成21年度の年間一般就労移行者数	2 (1.0 倍)
平成22年度の年間一般就労移行者数	6 (2.0 倍)

今後の対応策

- ・ 一般企業への啓発をすすめていきます。
- ・ 相談支援・就労支援事業所・ハローワークなどの関係機関の連携強化をすすめていきます。

3 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業とは、一般就労を希望する人に就労訓練を行なうサービスのことです。

厚生労働省の示した「改正基本指針」において平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、20%以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本としています。豊明市は今後、サービス事業所の充足により、実績増加が見込まれるものの、第1期・第2期の実績が低いため10%程度と設定しました。

就労移行支援事業の利用者数

(単位:人)

項 目	数 値	備 考
平成26年度末の福祉施設利用者数	205	平成26年度末時点の利用人員を見込む。
【目標値】平成26年度の就労移行支援事業の利用者数の一般就労	22 (10.7%)	平成26年度末時点の利用人員を見込む。

今後の対応策

- ・ 相談支援・就労支援事業所・ハローワークなどの関係機関の連携強化をすすめていきます。

4 就労継続支援A型事業の利用者の割合

就労継続支援A型事業とは、一般企業等での就労が困難な人に雇用契約のもとで働く場を提供するとともに就労訓練を行なうサービスのことです。

厚生労働省の示した「改正基本指針」において平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、30%以上の者が就労継続支援A型事業を利用することを基本としています。豊明市は今後、サービス事業所の充足により、実績増加が見込まれるものとなりました。

就労継続支援A型への移行人数

(単位:人)

項 目	数 値	備 考
平成 26 年度末の就労継続支援A型事業の利用者数（A）	24	平成 26 年度末時点の利用人員を見込む。
平成 26 年度末の就労継続支援B型事業の利用者数	55	平成 26 年度末時点の利用人員を見込む。
平成 26 年度末の就労継続支援A型・B型事業の利用者数（B）	79	平成 26 年度末時点の利用人員を見込む。
【目標値】平成 26 年度末の就労継続支援A型事業の利用者の割合（A） / （B）	30.4%	就労継続支援事業の利用人員のうち、就労継続支援A型事業を利用する者の割合。

今後の対応策

- ・ 相談支援・就労支援事業所・ハローワークなどの関係機関の連携強化をすすめていきます。

(参考) 計画策定体制

(1) 豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会設置要綱

平成 18 年 1 月 31 日

決裁

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 9 条第 3 項の規定に基づく障害者福祉計画及び障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定に基づく障害福祉計画(以下「障害者福祉計画等」という。)を策定し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 障害者を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 障害者のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか障害者福祉計画等の策定及び推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、福祉、医療、保健等の関係者及び公募を含む市民の代表のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月5日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(2) 豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会委員

No	所属・役職名	氏 名
1	豊明市心身障害者（児）福祉団体連合会長	近藤 二
2	障害者施設ゆたか苑苑長	佐々木 信富
3	社会福祉法人豊明福祉会理事長	三浦 美智子
4	知的障害者通所授産施設メイツ所長	山田 啓二
5	豊明家族会会長	早川 要
6	桶狭間病院藤田こころケアセンター精神保健福祉士	森井 曜子
7	愛知県瀬戸保健所健康支援課課長補佐	三好 順子
8	豊明市医師会豊明支部代表	中山 広一
9	愛豊歯科医師会豊明支部代表	安藤 康
10	豊明市民生児童委員協議会会長	高橋 清二
11	豊明市社会福祉協議会会長	都築 和男
12	日赤豊明市地区奉仕団委員長	鈴木 誠子
13	豊明市商工会代表	兼子 忠男
14	公募の市民	岩田 圭司
15	公募の市民	外村 恵

任期 平成23年11月17日～26年11月16日